

国連気候変動枠組条約第13回補助機関会合第 部

(SB13 part)

及びワークショップを含む非公式会合

概要と今後

(財)地球産業文化研究所

地球環境対策部

中西 秀高

会場	フランス・リヨン市内 パレ・デ・コングレ	
会期	ワークショップを含む非公式会合：	2000年9月4日(月)～9日(土)
	第13回補助機関会合第 部 (SB13 part):	2000年9月11日(月)～15日(金)
参加者	総計約 2036名 (締約国代表団約 917名、	オブザーバー国1名、報道関係者140名、 その他国連関連等国際機関・NGO等978名)

会合の解説・全体的印象

本会合の位置づけ・特徴

各締約国が国内で京都議定書の批准を判断するためには、それによって具体的にどのような義務を負うことになるのか、どのようなルールで行われるのかが明らかでなければならない。しかし議定書にはそういった実際の運用則(ガイドライン等)は具体的に定められておらず、COP/moP1(議定書発効後に議定書締約国により行われる第1回会合)で決定されることとなっているが、主要議題においてはそのCOP/moP1での合意の内容をCOP6において勧告(recommend)するべく、テキストをまとめる形で議論が進行している。もしCOP6でCOP/moP1で決定されるであろう内容をある程度合意できなければ、各国の批准の判断が遅れ、議定書が発効せずに各国国内準備も遅れていくうちに、事実上議定書の枠組みがご破算となってしまうからである。そのためCOP4において、プエノスアイレス行動計画として、COP6において合意すべき主要事項が決定され、続くCOP5では議論の進展を確保するため、COP6前までに補助機関会合を2回、一週間ずつ開催し、それぞれの前一週間に非公式会合を行うことを決定した経緯がある。

8月には、会合のナンバーリングをする上で「最も実用的な方法」として、今回をSB13の「part」とし、COP6のもとで同時に行われる次回SBを今回の続き(SB13part)とすることを含めたagendaがリリースされた。しかしpartであろうがなかろうが、いずれにしる今回はCOP6前の最後の公式会合である。(なお、前回と同じく前回は非公式とはいえ翌週の公式会合にそのまま議論内容が引き継がれるため、事実上の公式会合とみてよい。実質的な違いといえば、国連公用語の同時通訳が行われにくいことぐらいである。また今回がpartにすぎないことは、最終日議事終了時22:45にアッシュ議長が「11月まで本会合をsuspendする。」とぼそっと宣言し、妙にしまりのない幕切れを迎えたことから見て取れる。)

よって今回は強力な「ネゴシエーション」の段階に入

り、COP6合意のドラフトテキストができていくことが期待されていた。いよいよ個々の細かい技術的ルールに関して、一つ一つが国内で批准可能になるような合意をしていく傾向が全面にでてきた感がある。

注目度の上昇?

参加者は昨年のSB10(約1346名)、今年6月のSB12(約1674名)とみていくと増加基調にある。特に報道関係者が2倍以上増えているのは、開会においてジョスパン首相の挨拶があったため(しかも自国の燃料価格騒動で注目を受けているさなか)と思われる。通常、条約事務局所在地ボンで開催される補助機関会合が、わざわざリヨンに誘致され、首相が挨拶するということが自体がこの会合の重要な位置づけを表しているとも言える。しかし日本での報道も少ないように、この時期としては、直接関係者以外では盛り上がり欠けているといえる。

日本のスタンス

京都議定書早期発効を第一に掲げているため、COP6で日本を含め各国が批准可能となるための(必ずしも必要でない項目は後回しにし)最低限必要な合意を、なんとか優先的に実現していくことに主眼をおいている。

結果は依然厳しい状況ではあるが...

総じて期待されたほど進んでいないという議長の悲観的見解もあるなど、表向きの京都メカニズムの議論が停滞したように、手放しに喜べる状態では無いことは確かである。COP6まで8週間ということを考えると、依然として厳しい状況。しかし遵守制度や5,7,8条ガイドラインをはじめとして、技術的内容に関してそれなりの進展がみられ、具体的な制度が見えて来つつあるともいえる。各テキストは対立点や括弧書きが多く残っているものの、メカニズムを除けばそれなりに進展しているものも多い。

しかし、せっぱ詰まってきているため、当然ながら水面下の根回しが大きな比重を占めてきており、頻繁に EU やアンブレラ G その他のクローズド会合が開かれていた。ここですりあわせが行われたがために、事実上見通しが立ったと思われるものもあり、今後どこまで水面下で調整ができるかにかかってきた。

交渉促進のカリスマは出現するか？

COP5 議長に、交渉プロセスを強化するため必要なあらゆる措置をとることを要請する、等の COP5 における決定 1 にもとづいて、どのような人・組織が、いつ、どう行動するかは未だ不明である。COP5 における日本提案であったファシリテーター的存在も勿論始動していないと思われる。但しシシュコ COP5 議長とブロンク COP6 議長はよく連絡を取り合っている様子。なお非公式閣僚会合が 10 月 4,5 日に、オランダ・ムイデンにて予定されている。

途上国動向と、新しい交渉グループ

前回 SB12 では、途上国が一枚岩となり、4 条 8, 9 項（途上国への悪影響への対処）問題等の遅れから、メカニズムといった他の議論を妨害するなどの騒ぎがあっ

たが、今回はそのようなことはなかった。LDC（最貧国）の独自の発言が目立ち、AOSIS（小島嶼国）をはじめとして途上国内での主張の分離が再び見え始め、決定が近くなると、やはり各立場の違いが表面化してくるため、いつまでも一枚岩ではいけないことを露呈した。

ボリビアを中心とするラテンアメリカ諸国も途上国自身による CDM 実施によりクレジットを生み市場で売ることを指向してきているようで、G77&中国というグループとしてのかつての見解と正反対である。

とはいうものの、主張するところでは各途上国のかなり強固な口振りが目立ち、意見が一致するところでは途上国のサポート発言が相次ぎ、会議の時間をかなり使ってしまったように見え、一概に樂觀できる状況とは思いがたい。ちなみに、G77&中国の顔として交渉の場で長年活躍し続けた中国の Zhong 教授の逝去を悼み、開会において参加者全員によって黙祷が捧げられた。

スイスとメキシコ・韓国の 3 国（アンブレラには入っていないが JUSSCANNZ には入っている）は新たに "Environmental Integrity Group (EIG)" を結成した。目的は COP 決定段階で交渉に加わるようにするための見方がある。LDC（最貧国）も新たな交渉グループと言える。

主要議題の議論内容もしくは決議概要

1. 京都メカニズム

事務局・議長プレゼンテーション

非公式会合期間中最初の 3 日間は、下記 ~ についてそれぞれ、事務局及び Chow 議長によるプロジェクターを用いたプレゼンテーションと、それに対する各締約国のコメントの受けがなされた。

UNFCCC CDM reference manual(RM)

RM の掲載内容項目案として以下が挙がっている。

- ・ COP, COP/MOP, SBI, SBSTA, EB(理事会)での決定・結論等の集積
- ・ ベースライン手法、モニタリング条項、事業設計文書、OE(運営組織)の認定と認証の要件
- ・ 補足的な、制度と能力育成の情報(EBの構成など)
- ・ COP/MOP あるいは EB が COP6 決定に基づいてベースライン手法やモニタリング手法を承認する。

なお米は法令・判例集としてのこの RM を支持、サウジ等が懸念を表明している以外は大きな反対はない様子。

UNFCCC CDM Accreditation

- ・ 認定(accreditation)=規準に適合しているかの評価
- ・ ここでは、既存の ISO の仕組みの応用で、CDM における CB(=認証機関；ここでは OE がその役目を担う)の認定の仕組みを考える。
- ・ 認定機関(accreditation body)は世界単一か連合型か？

- ・ 当然 ISO がここでも自身の既存のインフラが使えるとして、名乗りをあげている。

CDM : institutional issues

- ・ CDM における COP/MOP と EB の責任・権限(12 条)、機能・目的(議長テキスト)及び EB における手続きルールについての解説・議論

Liability : Options and issues

排出権取引における「責任(liability；排出量目標超過国の既に移転した排出権はどうなるか）」問題に関連する、議長テキストで挙がっている 8 つのオプション(その後 EU 等がオプションを追加)を解説。ちなみに、買い手責任におけるデフォルト 不遵守の連鎖反応は、遵守判定の上でも事務的に処理(及びその枠組みづくりが)困難との見解もあり、米等が譲らないと思われることから、やはり発行国責任が優勢との見方ができる。

進まない表向きの交渉

非公式会合 4 日目(7 日)より、SB12 後再編集された議長テキスト(Consolidated text；FCCC/SB/2000/4)の最初の頁(6 条共同実施)からの読み合わせ、コメント受付に入った。既に初日に G77&中国を代表してインドが上記 ~ を先に触れることに対して nature and scope(性質と範囲；すなわち個々のメカニズムの概念・違い・京都議定書に立ち返ったそもそも論)の議論を相変わらず主張し、続くサウジも議長の political な事項

は後回しで先に technical な事項を詰めていこうという議長の方針に対して、全てが political な話であり、BAPA(ブエノスアイレス行動計画)を根拠に全ての事項が(等しく)COP6 までに解決されるべきと主張していた。今回は nature and scope や supplementarity(京都メカニズムの利用に関する上限問題)も飛ばさずに見ていくこととなり、最初の 6 条決定草案前文で3つのメカに関する採択方式に関連して先進国・途上国間で対立するなど(この日は 3 時間で 3 頁しか進まなかった)、案の定 9 日土曜になっても 12 条 CDM の途中までしか進まず、残りは翌週 SB13part 下で行われるコンタクトグループ(CG)に持ち越しとなった。結局その CG においても、ようやく一通り最後までテキストを通しただけで会期を使い果たしてしまった。今回は議長テキストをどこまで絞り込んで薄くできるかが注目されたが、絞られるどころか、実際には終盤に各交渉 G から新しいコメントが提出されテキストは更に膨れ、未だに COP6 決定ドラフトからはほど遠く、結論はその合計 160 頁以上に達してしまったテキスト(なおこの時点では未編集版が FCCC/SB/2000/CRP.14/Add.1 として発行されたが、この正式編集版を FCCC/SB/2000/10/Add.1 として web にて公開)を part に送り検討するというだけで終わった。

公式プロセス以外での調整に期待

しかし、この時期に公式の場で交渉が進まないとなれば、COP6 合意に向かったの進展は、もはや水面下の調整如何に全てかかってくることになり、会期中も EU・アンブレラ間で排出権取引等に関して盛んに会合が行われた様子。また追加提案が各交渉 G 間で近づいた内容になってきており、歩み寄りの努力は当然行われていると見て取れる。今後の水面下の動きで政治決着以外の部分を、特に EU・アンブレラ間でどこまで詰められるかがポイントである。また Supplementarity、Share of proceed のような問題については交渉担当者間で、もはや事務レベルの話ではなく COP6 の閣僚会合の最後に、土壇場でえいやと決まるという憶測を共有しているという話もある。

なお、10月16日～18日にデリーにて非公式協議を開催予定である。

今回の主な各国・交渉 G の発言

ベースラインの決定について

COP/MOP サウジ

politically appointed body(EB 等)

ブラジル・コロンビア・南ア・中国・モロッコ他
世界単一機関 : 米・中国

新規ベースラインについては日・米・加・ノが EB 支持
IPCC にガイドライン作成依頼 : EU

(G77&中国 反対)

CDM 早期開始について

即時開始 豪・加・日・ノルウェー他
COP6 直後から恒久ベースで開始 EU・スイス
AIJ の延長 サウジ

CDM として認められる事業

ホスト国判断 日

ポジティブ・リストで規定 EU・スイス・韓
ペルー(但しリストは自分で作る)

現在 EU 提案によるリストは再生可能エネルギー・
エネルギー効率向上・DSM の 3 本建てである。

なお特に LULUCF を含めるかについては

含める : 露・アイスランド以外のアンブレラ G 国・ブ
ラジルを除くラテンアメリカ諸国

含めない : EU・中国・ブラジル・ツバル・サモア・
ジャマイカ

途上国単独 CDM とクレジット取得について

認めるべき : ボリビアを中心とするラテンアメリカ諸
国・韓国等、日以外のアンブレラ

認めるべきでない : 日・EU・中国等途上国の一部

JI の手続きについて

CDM と同様の厳密さ : G77&中国

CDM のようなもの不要 : アンブレラ G

2トラック・アプローチ : EU

(一連の前提条件を遵守した締約国は移転に関して
より簡便化した手順にしたがってもかまわない)

但しこの後提出されたコメントではアンブレラの提案
(後述)が EU のアプローチに近づいており、JI に関
しての歩み寄りが感じられる。

Supplementarity (補完性 ; 上限問題)

従来と各国ポジション変わらず(COP6 で政治決着か?)

簡潔な上限(25or30%) : サウジ・アフリカ G

ネット移転量及び取得量に対する上限式 : EU

特に定めない アンブレラ G

また、露のホットエアーを売ることによる収益は自国内
の環境(温暖化)対策に使うというアイデアが露側の一
部からでていることや、景気の立ち上がりが思ったより
早い EU は、やはり外からメカニズムを使わないと達成
が困難になりそうだという憶測があり、上限問題は緩和
されつつあるとの見方もある様子。

Liability

Originating Party liability(発行国責任)

: 米・豪・加・NZ・日等

Mixed Liability(混合責任 ; 発行国の不遵守(目標超
過排出量)に相当する分、取引が最近のものから各買
い手国への移転分は無効(買い手国は自分の目標達成

に使えない)となり、後に発行国がその分の遵守を達成すれば再び買手国のもとで有効となる。) : EU Unts in surplus to plan(年毎に割り振った割当(計画)に対して余剰となる分を移転可 =事務局の認証要) : スイス

Surplusunits(期末余剰分のみ移転可):G77&中国
しかも不景気などの要素によって余剰となった場合は移転不可かもしれないとの見解あり
ただし、どの分が不景気によるものかを断定することは難しく、また不景気も排出量削減の一種の政策措置ともなりうるため、これは通らないであろう。

アンブレラ G による追加コメント文書内容

CDM の promptstart (早期開始)に関する条項

CDM 決定草案の前文を、prompt start の実現を狙う観点からより明確に、わかりやすくしたものを提案している。具体的には、EB の設立や EB による OE の認定を行い prompt start を促進し、COP/MOP 決定までの間は COP が責任をもつということ等が明確になっている。

6 条実施のためのガイドライン

投資国・ホスト国が 5 条国内制度の整備や 7 条報告義務等を満たしていれば、ホスト国が自身で事業・排出削減量等の検証手続き・報告、関係者のコメント受付のやり方等を決定、公表して行えば良いとされた。

なお、露は ET よりも、確実に国内に正の遺産が残る JI を指向しているという話があるが、とはいっても露の国情を考えると容易に投資する気にならないばかりでなく、上記 5,7 条の義務を満たせることも怪しいとすれば、手続きが CDM のように厄介になり、露での JI の実現は困難なことに変わりはないといえるだろう。

日本による追加コメント文書内容

「CDM プロジェクト活動から ODA の使用は排除されるべきでない。」との表現で従来と同様の主張を提出。理由を、「背景にある考え」として以下のように説明。

(a) CDM は民間セクターによる実行を基礎とするが、12.9 条には公共機関も CDM に参加可能とはっきりと書かれており、CDM のための公共資金の使用は京都時点で合意済みといえるということ。

(b) CDM 活動の地理的配分の偏りの懸念が大きくある中、その公平な配分に公共資金は大きな役割を果たす。

(c) 日本は ODA による CDM を強制することを意図しているのではなく、それを受け入れるかどうかの選択の権利を当該途上国から奪うことに反対するということ。

(なおこのコメントには無いが、ODA とはプロジェクト毎に DAC の物差しで測って初めて事後的に「ODA」とみなされるものであり、最初からその資金が ODA と決まっているわけではない、また資金が追加的であ

るか否かの判断は困難との指摘もあり。)

2 . 遵守制度

遵守制度の設計が議論されており、実際の「組織」・「(遵守判定等の)手続き」・「(不遵守の)結果(措置)」について具体的な検討がなされ、組織と手続きにおいて概ねの合意を得、遵守制度の姿がいよいよ見えてきた。

一般規定：制度の適用範囲

サウジが全てのコミットメント、即ち議定書に直接あるものだけでなく参照されているものも含む = 条約上の義務も含まれる、という拡大解釈した主張をしているが、サモアやペルーの反対を受けているように、通る主張とは思えない。このように遵守の議論では、かねてより AOSIS その他、利害関係の差異により G77&中国メンバー内で主張の対立が見られるところがある。専門の法律家が交渉を担当している国も多い様子。

組織：遵守委員会の概要

概ね合意したのは、COP/MOP によって選ばれる [15] 人の遵守委員会 (Compliance Committee) なる組織がつけられ、それは Facilitative branch (遵守促進をアドバイスする。委員会のうち [10] 人) と Enforcement branch (不遵守という法的判断を下す。委員会のうち [5] 人・[法律専門が多数を占める]) の 2 つのブランチを通してその役目を果たすということ等。上記内容は非公式会合でされた豪・加・EU・日本・NZ・米の合同提案文書内容がそのまま反映されている形であり、日本がその中に入っていることは、もはや従来の主張である Facilitative だけではなく、何らかの Enforcement と名の付くものはいれざるを得ないと妥協したと考えられる。

特に Enforcement branch の不遵守判定の対象範囲が問題になってくるが、2,3,5,7 条上の義務、及び 6,12,17 条の適格性要件が議論の対象として挙がっている。途上国は抜け目無く 3 条 14 項(補償措置の実行)や 2 条(国内政策措置)も対象に加えよと訴え、差異ある責任を盾に、自分たちはいかなる法的判断もうけないとして「結果」は附属書 国のみ適用されると主張している。なお米は極力自由に振る舞い数量目標を達成できるよう、不遵守判定は 3 条 1 項の数量約束のみに限定したいという傾向があるようである。

手続き

基本的には、「どうもこの国は不遵守のようだ」(questions)としてあがってきた 8 条専門家レビューチームの報告書や締約国あるいは COP/MOP・EB 等(が

候補に挙がっている)の指摘が、遵守機関の事務局あるいは全体会合によってそれぞれ各 branch に振り分けられ、各 branch で検討・判定等が行われるというイメージである。遵守機関の判定に対しては、異議申し立て(appeal)の仕組み、その必要性の有(NZ 等)無(EU・サモア等)も議論になっている。

不遵守の結果(帰結)

法的拘束力のある結果に反対しているのは日・豪・露のみと少数派である。Enforcement branch ができることがほぼ確定してしまったため、これらの国は不遵守の疑いが提出されたときにはまず Facilitative branch を通す、あるいは Enforcement branch が勧告といった促進的結果を課すこともありうるとするなどの提案を展開している。特にロシアは条約 4 条 6 項を根拠に EIT 国のみ緩い結果を適用させるような提案も述べるなど、かなり真剣な様子が見えがえる。

よって例えば、Enforcement branch による不遵守判定の結果として、日本が支持する、

- ・国内政策措置の勧告、
- ・議定書上の権利の一時停止、

のような比較的緩い「結果」もオプションとしてテキストに残っている。他には

- ・不遵守の公表(豪)
- ・次期目標値からの超過トン数の罰則(利子 30%)付き差し引き(米等)
- ・遵守行動計画(EU・米それぞれが別内容で)
- ・京都メカニズム使用の制限(日・米等)
- ・遵守基金(EU・EIG 等)
- ・罰金(途上国)

などがオプションとして挙がっており、いくつかの項目は以前より内容が具体化されている。特に遵守行動計画は EU からかなり具体的な提案がなされたが、米案よりやや厳密であるものの、基本的な線は同じである。違いは結局の超過排出分が回復できない(削減できない)と判断されたときに米案では次期から差し引くと明言している点ぐらいであるため、今後この遵守行動計画においてすりあわせが行われる可能性も考えられるといえる。

今回全く絞り込みはなされなかったこれら「結果」の議論を中心に 10 月 12 日～14 日にデリーにて非公式協議開催の見通しである。

改正は必要か？

現在この遵守制度の採択の方式として 18 条議定書改正問題がらみで、4 つの option があがっている。日本の「改正をしない」というのスタンスは変わっていない。
option1 : COP が COP/MOP に遵守手続き等の決定を採択するよう勧告。つまり改正しない(日・豪)
option2 : COP が、その採択直後から[政治的拘束力のあるものとして]有効となる遵守手続き等の採

択を COP6 にて行うとともに、COP/MOP に対してこれと同文での議定書の改正を勧告する。(EU が非公式に支持)

option3 : COP が議定書を改正する内容を持つ遵守手続き等の合意書の採択を決定し、現議定書とともにこれを発効させる。(米・NZ。細かい違いはあるが EU が非公式に支持)

option4 : option1 に加え、その後 COP が COP/MOP に第二期約束期間のための改正に合わせた改正をさらに勧告。(米・NZ)

厳密に議定書を解釈すれば、何らかの enforcement が入るのであれば 18 条の改正は必要と思われるが、結果の議論と連動して、問題が起こりにくい option を見極めていく必要があるだろう。

3 . 議定書 5, 7, 8 条に基づく指針(guidelines)

SB12 において 5 条 1 項に基づくガイドライン(排出量・除去量推計のための国内制度)が合意されたため、今回は残りの 7 条ガイドライン(報告)・8 条ガイドライン(レビュー) 5 条 2 項(調整)決議草案の内容の詰めが主に行われた。議長主導による関係者のみによる各項目毎の小委員会が頻繁に行われ、それぞれのテキストは毎日のように改訂され、予想通りの進展をみせた。

7 条ガイドラインと 8 条ガイドライン

7 条ガイドラインとは 7 条 1 項の毎年提出のインベントリーとともに報告すべき補足的情報の中身と 7 条 2 項の国別報告書提出とともに報告すべき補足的情報の中身として、何の情報を入れるかが示されるものである。ここでガイドラインとして決まった情報が報告できないとなると、それ自体で 7 条の「不遵守」となりうる。

8 条ガイドラインとは、この 7 条ガイドラインに従って報告がなされいて、それが疑いのない情報(インベントリーについても同様) 数量約束等を満たしているか等を専門家レビューチームがレビューするときのガイドラインを表したものである。このレビューの報告書が遵守機関による不遵守判定の最も中心的材料となると目されるため、何がレビュー項目となるかは重要である。

見通し

まず 9 月 29 日までに事務局に 5 条 2 項、7 条、8 条ガイドラインについての意見提出が求められており、10 月 6～8 日にボンにて非公式協議開催予定。今後、今回の成果であるまだ括弧書きの多いドラフトをさらに詰めていき、COP6 において COP/moP1 に勧告する形で合意する道筋である。

これら 5, 7, 8 条の事項は、決定されれば国内で具体的

にそれを満たすようにシステムを構築していかなければならないという意味で、国内温暖化対策の一環として組み入れられつつ、今後急速に議論が表面化するであろう。

7条のもとで必要となる情報

現在のドラフトに掲載されているものを以下に記す。

7条1項	7条2項
インベントリー情報	[2]3条に関する補足的情報
ERUs・CERs・AAUsの情報	2条政策措置
5条1項国内制度の情報	5条1項国内システム
国内レジストリー	国内レジストリー
[5.2条調整]	[4条に基づく共同達成]
[遵守]	[国内法整備と強制措置・行政手続き]
[6,12,17条に基づく活動の情報]	6,12,17条[の実行][に関する補足的情報]
[3.14条の情報]	[10条にもとづく情報]
	[11条に基づく情報]

(順不同)

4. 土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF ; sink)

経緯

様々な定義・カウント方法がある中で、どれを選ぶかを最終的に決定する必要があり、その判断材料として、8月1日迄に付属書 国は過去の country-specific データと情報を提出することとなっていた。今回はこの各国提出物を元に実質的議論が始まり、また早くも COP6 では合意しなければならないということで、その数量約束に与える影響力の大きさとともに、非常に注目が集まっていた。

途上国の、理解が十分でないとの主張を受け、非公式会合 3 日間は各国提出物の内容説明に費やされ、その翌日より議論が始まった。9 日には議論のたたき台となる 10 頁ほどの議長 text がだされ、全面的に歓迎された。議論のベースができ、他議題と同様これを肉付け、あるいは絞り込みし、合意文書に近づける作業段階に入った。COP/moP1 での決定草案(6 項目を含む前文とその Annex)形式で書かれており、内容は

A.定義 B.適格性 C.計算方法 D.測定と報告より成っている。

結論としては、今回の口頭・書面の意見と 2000 年 10 月 9 ~ 11 日のイタリアでの非公式協議に基づいて第 3 条 3 項及び 4 項についての決議草案項目をさらにつめるよう議長に対し促し、完成データをまだ提出していない締約国に対し 2000 年 11 月 1 日までに提出するよう求めることとなった。

やはり苦しい「3.7%」

日本は 3 条 3 項(新規植林・再植林・森林減少)について新規植林できる土地があまりない日本としては再植林に重点を置かざるを得ないとの立場から、自国に一番合ったカウント方法として FAO 活動ベースにより計算したデータを提出したが、案の定この方法を採用及び主張したのは日本のみであり、これに対する同意も得られておらず孤立している。このカウント方法では、殆ど排出削減をしなくとも目標を(超過)達成してしまう国がでてしまうということから、NGO から抜け穴批判的になっており、(IPCC 定義では多くの国が排出となり、助け船をだす話もあるとはいえ)各国もわざわざそこに飛び込むようなことはしない様子。カウント方法を各国の柔軟性に任せる案に関しても同様であろう。

3 条 4 項(3 条 3 項に対して追加的な人為的活動)については、天然林も日本の場合、伐採禁止などにより(森林管理として)人為的活動がなされていると解釈できるとして、天然林を含めたケースと育成林のみで計算した 2 ケースを提出したが、天然林の解釈は日本が期待するように解釈される状況にない。また 3 条 4 項活動は、その不確実性等の懸念から第 1 約束期間に適用されるべきではないという EU の主張さえあり、議定書批准の条件として適用が必要とする加・日等と対立している。

よって以上より、当初の日本の吸収源による目標値「3.7%確保」は名実共に困難になったといえるだろう。これにより地球温暖化対策推進大綱のスキームも前提が崩れ、今後の国内対応方策の方向修正、あるいは抜本改正がなされるのか注目される。

5. 条約4条8,9項の実施・議定書3条14項関連

「気候変動による悪影響」「対応方策の実行によるインパクト」「京都議定書 3 条 14 項」の 3 節よりなるテキストを詰めており、G77&中国が 3 条 14 項 の節を分離し別の決定とすることを主張し、先進国と対立。また途上国から災害援助基金が提案されたりしているが、先進国側はこれの実効性及び人為的気候災害と自然気候災害の区別を疑問視し反対するなど、対立点が解消されたわけではない。LDC が自分達の特別なニーズの考慮の明文化等を何度も主張するなど、独自の動きを見せている。括弧書きが多いものの、COP6 決定草案の形にできたのは進展であった。

他の議題：能力育成、共同実施活動、単一事業の排出量に与える影響、バンカー油、インパクトと適応措置を評価する方法と手段、技術移転、政策措置、関連の国際機関との協力、国別報告、資金メカニズム、COP7 開催地、運営・資金上の問題 以上